

高校公民科における ICT を活用した授業開発

— 公民としての資質・能力の育成を目指して —

教育学研究科 教育実践創成専攻 教育実践開発コース 教師力育成分野 小林拓未

1. 研究テーマについて

平成 30 年告示の、高等学校学習指導要領公民において改めて公民としての資質・能力の育成を目指すことが述べられた。近年の急激なグローバル化、情報化が進む中、高校公民は生徒の社会進出にあたり非常に重要な科目となってくるのは間違いない事である。また、令和 4 年度から、成年年齢が引き下げられる。生徒が高校在学中に成年を迎えることになる中、今まで以上に教育方法や内容を考えなければならない段階に来ていることは明白である。本研究は高校公民科において、既存の教育方法にとらわれない授業を開発することをめざしたものである。

文部科学省は、公民としての資質・能力について、

「(1) 選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。(2) 現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。(3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚や、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。」という三点を育成することによって

公民としての資質・能力を育成することができるとしている。また、図 1 は、教育課程部会：社会・地理歴史・公民ワーキンググループによる「公民的な資質・能力」、「公民としての資質・能力」について（たたき台）であるが、前段階として (1) ～ (3) を含む社会的な見方や考え方が必要であるとしている。

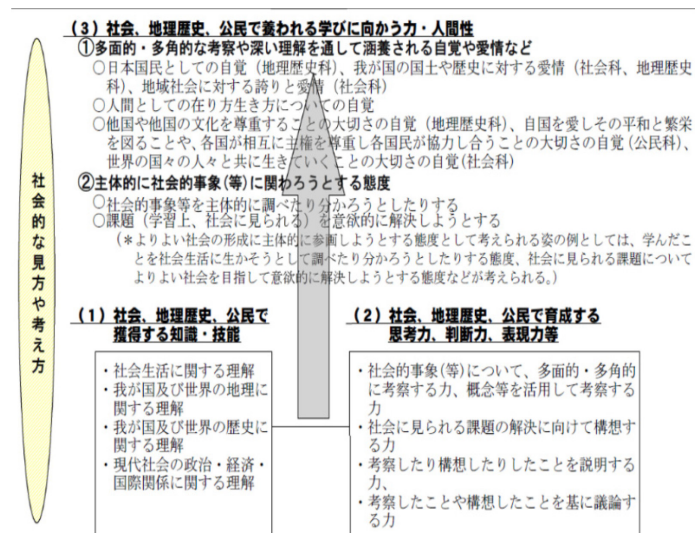


図 1 「公民的な資質・能力」、「公民としての資質・能力」について（たたき台）

確かにこれらの能力や、視点を生徒に与えることができれば、公民としての資質・能力の育成を加速する事は可能であると考えられるが、現在、多くの高等学校において、これらを育成する仕組みができていないとは言えないだろう。その理由として、卒業後の進路などの外部要因があげられる。学校の形態にもよるが、多くの進学校において高校三年間のゴールは大学合格に重きが置かれる。そのような状況の中で行われる授業は、大学受験での合格を最優先する内容になる傾向が見られるのは、周知の通りである。徹底的な知識の身につけを行う事で、大

学受験は合格できるかもしれないが、公民としての資質・能力は身につくことはない。また、もう一つの理由として系統学習の定着化があげられる。前述の大学受験による影響もあるが、日本では義務教育から高校教育まで教科書を利用した授業が主となっている。知識定着や、内容の整理に関しては、系統学習が効果的ではあると考えるが、公民としての資質・能力を育成するに当たっては、系統学習のような受動的な学習のみにとどまらず、生徒が主体となる授業を行っていくべきであると私は考える。1から知識を習得する小中学校の社会科と違い、高校では小中学校の学習をもとに発展的な知識を習得させる。そこを系統学習のみで押し通して良いのか疑問となったため、効率的に教科内容を体験するツールとして、近年導入されつつある ICT を活用することに思い至り、本研究を行うに至った。

2, 研究目的・方法

本研究において、目的としたのは①系統学習からの脱却（生徒が主体となる授業の開発）② ICT の高校公民科における導入の効果確認である。

公民としての資質・能力を育成する前段階として図1に示される(1)～(3)が必要であるとしたが、(1)にある「知識・技能」に関しては、系統学習によって満たしていると私は考えている。そこで本研究の授業開発は(2)「思考力・判断力・表現力」および(3)「学びに向かう力・人間性(意欲)」¹へのアプローチを目的とした。そこで効果的にアプローチを行えるものとして ICT の活用を考えた。

ICT は思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性の向上に効果がある。松原他(2017)では、小学校における実践で、知識面においては限定的とみられるも、学習意欲や思考力・判断力・表現力は限られたサンプルであるが効果があったことを示しており、2015～2017の3つの論文において効果を示している。また、奥

木他(2012)では、小学校算数の授業においてマグネットスクリーンの電子黒板、および実物投影機を使用した二つの学習指導実践を行い、その結果、ICT を活用した授業は児童の「関心・意欲」も高く、「思考力・判断力」を育成するうえで ICT 機器は効果的であることが示されている。これら ICT に関する先行研究において「知識・技能」に関しての効果は、効果があるとするものや効果があるとは認められないとするものがあり、三者三様のものとなっていたのに対して、「思考力・判断力・表現力」および「学びに向かう力・人間性(意欲)」に関してはほぼすべての先行研究において効果が認められていた。ICT の効果について述べたが、問題点として高校公民科における先行研究の少なさがあげられる。先述した先行研究はどちらも小学校における研究となる。高校公民科における先行研究についても調査を行ったが、ICT の普及が進まないことや、義務教育とは違う教育方法が影響してか、NII 学術情報ナビゲータ(CiNii)などにより学際的に調査しても、管見の限りほぼ見られなかった。よって、本研究の目的は、授業開発だけに限らず、高校公民科へ ICT を導入した場合の効果も同時に探った。

3, 研究方法

主な研究方法として、

- ・実習校の観察を通じた現状の把握
- ・授業実践による、生徒の反応・分析
- ・アンケートによる調査

を行った。

4, 授業実践内容・結果

本実践は、筆者の在籍する大学院における課題発見実習を通して行った。山梨県内の普通高校第2学年の2クラスにおいて授業実践を行わせていただいた。全4回の授業実践をおこなった。内容は表1の通りとなる。

授業実践の流れとしては、知識面が重要と考えられるものに関しては、講義型を、思考力・判断力・表現力が重要と考えられるものに関し

¹ 本研究においては「学びに向かう力・人間性」へ意欲

が含まれるとする。

ては、対話形式やテーマ学習とした。

表 1

	授業内容	授業形態	ICTの活用方法
1回目授業	国会の地位	講義型	授業プリントと同内容をスライド提示
2回目授業	国会の権限	講義型	授業プリントと同内容をスライド提示
3回目授業	国際政治	対話形式	授業内容に対応した図や動画のみスライド提示 スマートフォンによる意見提出
4回目授業	領土問題	テーマ学習	補足資料をスライド提示 スマートフォンによる調査学習・意見提出

実習校における ICT の状況であるが、タブレットは導入が進んでおらず、積極的に ICT を取り入れている授業では、タブレットの代替として、生徒の私物であるスマートフォンが活用されていた。インターネット環境に関しては移動式のルーターで、教師が授業時に貸し出しを受ける。また、プロジェクターに関しては、スクリーンが吊り下げ式のものではなく、黒板へ貼るタイプのものであったため、小さいサイズであった。やはり高校において、ICT の導入は遅れていると言えるだろう。

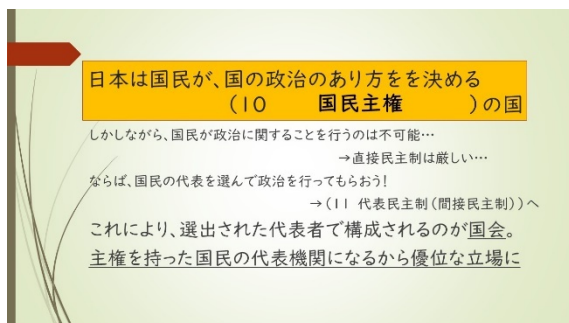


図 2 授業実践 1 時間目スライド (国会の地位)

授業実践 1 時間目及び 2 時間目は、講義型の授業を行った。図 2 はその際に使用したスライドの一例である。この授業では筆者が用意した授業プリントとほぼ同じ内容のスライドを使用した。教科書内容に沿って授業を行い基本的な知識を押さえる系統学習の形式を採った。既習知識が多かったためか生徒の意欲はあまり見取れず非常に静かな授業となってしまった。スライドを用意したが、スクリーンが小さく、示した文字情報が伝わりにくかったことや授業プリントと同じ内容を提示したためか、生徒の目線は前に向かず、結果眠ってしまったり、意識が違う方に向いてしまったりする生徒が

散見した。

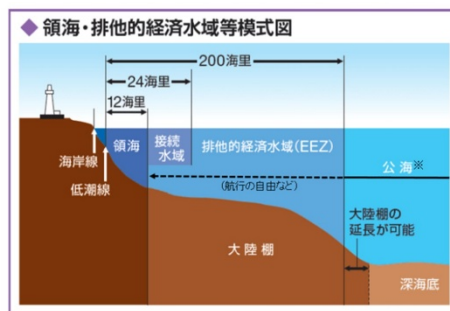


図 3 授業実践 3 時間目スライド 1 (領海)

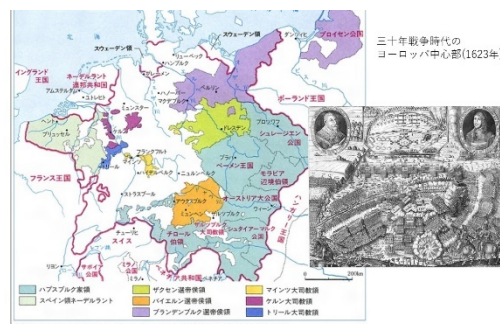


図 4 授業実践 3 時間目スライド 2 (三十年戦争)

授業実践 3 時間目は、スライドと授業プリントを差別化し授業を行った。授業内容を授業プリントに落とし込み、スライドは、生徒が思考するための材料とした。国際政治という日常では全く関わることの無い単元であったため、イメージを掴みやすく、既習知識と結びつけることができるように工夫したスライドを用意した。「権力政治」を学ぶ際には、既習知識である第一次世界大戦のイラストを使用しイメージを膨らませ、「ウェストファリア条約」について学ばせる際には図 4 を使用し、ウェストファリア条約が結ばれるに至った理由を考えさせた。筆者自身から積極的に生徒との意見交換や、質問の投げかけをおこなった。結果として生徒の意識にメリハリが付き、スライドを提示した際には意識が前に向き、説明の際には授業プリントを見ながら聞くという流れができた。既習知識を取り入れることにより生徒も授業に集中しており、視線が反れたり、意識散漫の様子を示したりする生徒はほとんど見られなかった。

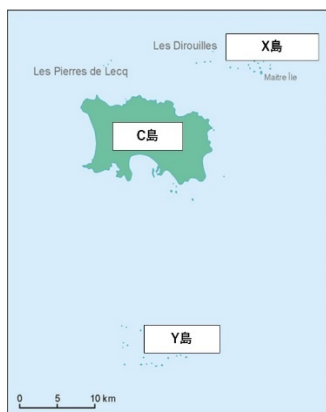


図5 授業実践4時間目スライド
(マンキエ・エクレオ島周辺地図)

授業実践4時間目は、領土問題に関するテーマ学習をおこなった。国際司法裁判所(ICJ)において裁定が下された実際の判例を使用し、グループごとに裁定を考えるとというものである。判例はマンキエ・エクレオ事件²で、本授業で、イギリスをA国としフランスをB国とした。この判例を選択した理由は、生徒が知らない領土問題を使用したかったからである。日本が関わっている領土問題や、知名度があるイスラエル・パレスチナ問題などは、生徒の生活知識などによって、考えが最初から定まっている恐れがあり、授業目的に歪みが生じかねないと判断した。生徒に既存の知識がないマンキエ・エクレオ事件であれば、何かにとらわれない思考と判断を行えると考えた。また、領土問題について、自力で現在の国際法的な考え方に気づかせることを狙った。

A国	<ul style="list-style-type: none"> ・1106年の領土征服に基づく領域権原を主張。古文書にもとづき、島を含めた諸島がB国のある大陸とは区別されていたと主張。(歴史的事実) ・決定の期日は1950年の特別合意協定の締結日であると主張
vs	
B国	<ul style="list-style-type: none"> ・1204年の領土征服に基づく領域権原を主張。A国王はB国王の家臣であった資格でB国の封地を保有していたが、1202年のB国の裁判によってA国王が保有していた封地は没収されたと主張。(歴史的事実) ・決定の期日は1839年のA国B国漁業協定の締結日であると主張。
◇背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・この領土問題は19世紀末から争われている。 ・19世紀初め、A国の保有するC島の行政が当該島に対して措置を行っていた。 ・A国B国ともに当該地域周辺で漁業を行っていた。 ・B国は、X島については1886年、Y島については1888年に主権を初めて主張し、その時点から領土「紛争」が始まったとされる。 	

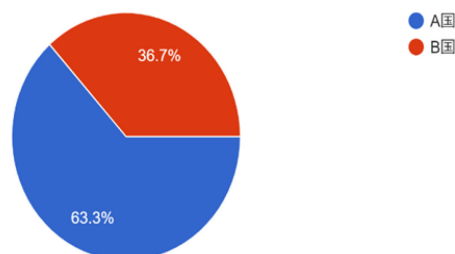
² イギリスのチャンネル諸島とフランス海岸との間にあるマンキエ・エクレオ諸島(英語版)の領有権をめぐって1950~53年にイギリスとフランスが争った国

図6 生徒に与えた判断材料

図5の材料を生徒に与え、A国とB国の主張どちらに優位性があるか、自身の判断とその根拠についての思考を求めた。また、分からない単語や国際法の決まりなどに関してはスマートフォンによる調査を行わせ、できる限り授業者が介入をしないようにした。グループで議論を行わせた理由も思考を促すためであり、議論が滞っているグループに対しては必要最低限の介入を行った。

表2 生徒の判断

あなたはどちらの国の意見に優位性があると考えますか?
60件の回答



4時間目授業ではGoogleフォームを利用し生徒の判断や意見を集約した。表2はマンキエ・エクレオ事件に対する生徒の判断である。結果として生徒の6割強がA国の主張に優位性があると判断した。意見の一例として

A国の主張を是とする生徒

- ・19世紀初めにC国がX、Y島を措置を行っていたことや最終的に1950年に特別合意協定のもと裁判所に付託しているのでA国の主張がB国より新しく、強いと思ったから。
- ・19世紀初め、C島の行政が措置を行ったC島はA国が保有している。つまり実質A国の政治が行われている。よってA国の領土(※ICJ判決の根拠の一つ)。

B国の主張を是とする生徒

- ・B国がA国王の保有していた封土を没収

境紛争。ICJに付託され、イギリスへの帰属を是とする判決により解決した。

しているのです、B国のものであると思う
 ・B国は1106年からA国に対して優位に立
 っていて、土地を与えていたので、B国が所
 有していた土地をA国から戻したならB国
 の領土だと思った。

(Google フォーム回答から抜粋)

Google フォームの意見から分析すると、行政の施行やより紛争時点に近い条約（国際法）を重視する生徒がA国を、歴史的帰属を重視する生徒がB国を支持していることが分かった。教科内容上の正解はAだが、どちらの主張も理論的な意見になっており思考を促すことができたといえる。

5. 分析

(1) 生徒の思考力・判断力・表現力、意欲

意欲・関心に関しては先行研究からも見て取れるように非常に高まっていたように感じた。しかしながら、思考力や判断力は1回目授業や2回目授業では、ほとんど養成できなかった。前述の結果になった要因としては生徒自身も大学受験上の実践力に通じる知識を求めているのでは無いか、という考えに至った。思考を促す質問を投げかけてもすぐに思考を放棄する流れが多く見受けられ、考えることより知識をつけたいという意識が見られた。この意識は学年があがるほど顕著である。(授業者の問題もある)

4回目授業では生徒同士積極的に意見を交換し、スマートフォンによる調査も積極的に行っていた。結果として現行の国際法では、歴史的権利よりも実際にそこで行政が施行されている事実が、国際法的な領有権の基準になることに気づかせることができた。これらの事から、思考力・判断力・表現力、意欲に関しては、系統学習より生徒が主体となる学習の方が効果があることが再確認された。また、公民としての資質・能力を育成する上でお効果が大きいことが認められる。

(2) ICTの効果

前述にもあるように、講義型の授業では、今

までの授業手法の代替で終わってしまう。使う資料や教材を提示するものなるためICTを使用する必要性はほとんど無くなる。意欲関心に関しては、生徒の反応からどの授業においても一定の高さを示したが思考力に関しては限定的であった。

授業内容に関するICTの効果として、多くの視点や情報を与えることができるという点もある。ICTで無くとも動画や資料を教師が用意することで似た授業を行う事もできるが、その情報の多くは教師の影響を受けてしまう可能性がある。一方スマートフォンやタブレットを使用することで、生徒自身が自分に必要な情報を集めることができ、判断力向上にも大きな効果があると考えられる。また、ICTを使用するに当たっては、環境による効果の増減が大きい。プロジェクターの大きさやWi-Fi環境もそうであるが、タブレットの有無が一番大きい。

また4回目授業においてGoogleフォームを活用した。昨年度の学部実習や1, 2回目の授業実践から、生徒の意見や考えを知る機会が少ないことが課題となったためである。そこで無記名で意見を集約できるGoogleフォームを使用したところ、効果的に意見を集約することができた。福田他(2021)においても意見集約の効果は認められている。しかしながらGoogleフォームでは生徒へのフィードバックを口頭でしか行えないため他ツールの使用が必要となる。

(3) 授業アンケート

生徒の理解度や疑問点を見取るため1, 2回目授業では記名式の紙媒体アンケート。3, 4回目授業では無記名式のGoogleフォームを利用したアンケートを実施した。アンケートは授業まとめ時、次の時間までに記入をするように指示を出した。問いとしては、「分かったこと」、「分からなかったこと」、「要望・質問」である。成績へは含まない旨は伝えた。

【1, 2回目アンケート】

②授業を受けてみて、国会について分かったことを書いてみてください。

立法、司法、行政が三権分立をとっていたり、衆議院、参議院のように二院制をとって、それぞれを抑制して一つの機関の権力を集中で防いでいる。

図7 アンケート抜粋

②授業を受けてみて、国会について分かったことを書いてみてください。

既習の内容であるが、今回の授業を通じて知り得たポイントも多かった。特に国会議員の任期について学習できて、理解が深まった。

図8 アンケート抜粋

1, 2回目アンケートは〇紙媒体で行ったため提出率が非常に高かった。しかしながら、項目「分かったこと」の部分は記入量が多く、「分からなかったこと」「授業への要望」は、あまり記述が無かった。

【3, 4回目アンケート】

国際的な条約は他国や自国にとって大きな影響を与えることが分かった。(3回目)

ある程度時間が経ってしまうと、両者の主張の信憑性も疑われてしまうため、正式にどちらかの領土であると決定することは、大変難しいことだと分かった。(4回目)

様々な意見や考え方が出て、領土問題の内容をさらに深めることができた。(4回目)

スライドを使うなら、知識的な穴埋めはスライド内に答えをあらかじめ入れておいた方が時間の短縮になると思いました。また、授業後アンケートも授業内にその時間を設けたほうが良いと思いました。(要望)

(Google フォームから抜粋)

3, 4回目アンケートは回答率が著しく低くなった。「授業への要望」が増加した。具体的な要望もあり、無記名による効果であると考えられる。

両アンケートを比べてみると1, 2回目授業アンケートについては「分かったこと」の記述が多く、「分からなかったこと」「授業への要望」は、ほとんど無かった。記名式だったため成績への影響を疑ったものでは無いかと考えられる。逆に記名式では無かったアンケートは、特定される心配が無い場合思っていることを素

直に記入したと考えられる。また、記入しなくても特定されないため回答率の低さに繋がったと考えられる。

6, 結論

高校における ICT の活用の効果はあると言えるだろう。先行研究で述べられていたように知識面での効果は読み取ることはできなかったが、「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力」の向上は読み取れたと考える。また、学びに関わる部分として、意見集約の短縮化や板書時間の短縮化などおおくの面で効果が認められる。

表3 教師と生徒の活動時間(4時間目)

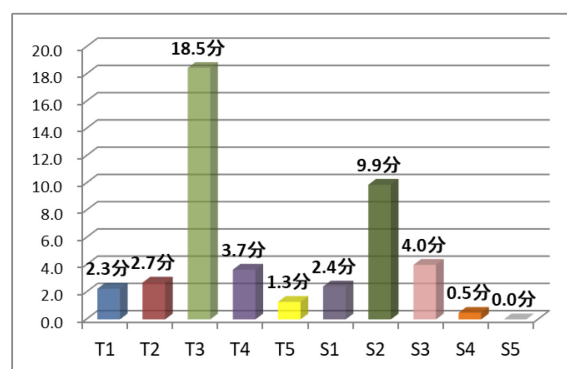


表4 教師と生徒の活動時間(4時間目)

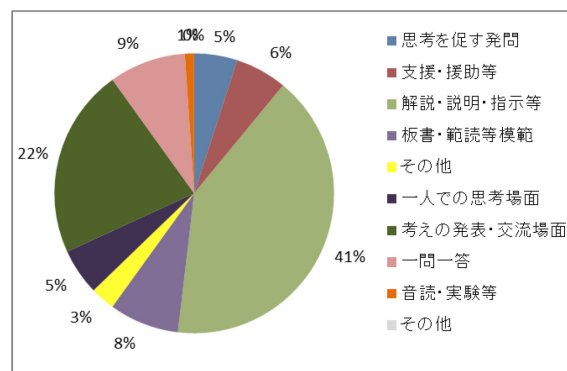


表3, 4は、授業45分間における教師と生徒の活動時間である。一部活動が重なっているため正確な数値では無いが、板書の時間が3,7分であることから、ICT(スライド)を使用することで生徒の支援に多くの時間を当てられる。公民的資質向上を狙う場合、現在の高校現場ではICTの活用は不可欠になるのでは無いかと考える。

本研究の主軸ともなっていた、系統学習から

の脱却であるが、ある程度できたのではないだろうか。特に2回目の授業実践において、国際司法裁判所の判例を用いて生徒たち判決を考えさせたが、そこで、Google フォームを用いた投票やスマートフォンを用いた調べ学習を行うことで生徒の正当性と国際司法の正当性の違いを学ばせることができた。教科書内容や資料集などにおいて、国際司法に関してや国際司法裁判所に関しては、短い記述で終わっている。国際政治に関して生徒が得ている知識は、権力政治などの前時代的な知識が多かった(授業内でもそのような意見が多数でていた)が今回の授業を通して、生徒の国際的、国際関係に関する認識を押し上げることができた。

7, 課題

課題としては、実現性があるかという点にある。今回は、実習校の先生のご厚意により、教科書内容に縛られない授業を行う事ができたが、動機でも述べたように進学校の多くは大学受験を主としている。その中で積極的に系統学習からの脱却を行えるか。また、評価においても問題点が残る。今回のような授業形態において、意見が出なかったから思考力が働いていなかったか。そもそも無記名の意見集約で何処まで評価するのか。

今回の結果は他の高校では違う結果になる事も懸念される。今回の実習は県内でも有数の進学校で行わせていただいた。進路多様校や工業高校などで同じ授業方法をとっても効果が出るとは考えられない。筆者が開発した授業は進学校が前提のものとなってしまった。その点については視野の広がりが必要であると考えられる。

8, 今後の展望

まず、高校における一般化を進めたい。高校の形態に限らず一定の効果を得ることができる授業の開発を目指す。未だ、高校においては、ICTは発展途上である。来年度からは個人タブレットによる授業が始まる中で、どう活用していくかが喫緊の課題であると考え。比較的導

入が進んでいる、小中学校の取り組みから学び発展させていきたいと考えている。

また、本研究では相対化の対象となった系統学習であるが、こちらも知識の習得という重要な役割を持っており、公民としての資質・能力を育成するためには必要な要素である。したがってそこにおけるICT活用についても、別に分析が必要であると感じた。系統学習のICT活用では何が必要とされているのか、ICTでなければできないことは何か、などである。これらは今後の課題である。

9, 参考文献

- 松原聡・斎藤里美・藤井大輔・小河智佳子(2015)『武雄市「ICTを活用した教育」第一次検証報告』東洋大学現代社会総合研究所
- 松原聡・斎藤里美・藤井大輔・小河智佳子(2015)『武雄市「ICTを活用した教育」第二次検証報告』東洋大学現代社会総合研究所
- 松原聡・斎藤里美・藤井大輔・小河智佳子(2017)『武雄市「ICTを活用した教育」第三次検証報告』東洋大学現代社会総合研究所
- 福田喜彦・森秀樹・阪上弘彬・藤春竜也・橋理美・安永修(2021)「生徒の主体的・対話的な学習を促す「ICT」を活用した中学校社会科の実践的研究—兵庫教育大学附属中学校での Google for Education による事例をもとにして—」『兵庫教育大学学校教育学研究 34 巻』兵庫教育大学
- 奥木芳明・古田貴久(2012)「算数の授業における ICT の教育効果の検討—児童同士の話し合い活動における ICT—」『群馬大学教育実践研究』群馬大学
- 長岡真紘・田宮英宜・榎本亞門・林遥香・丸山夏基・水野一穂 (2018)「ICT を活用した教育効果について」慶應義塾大学
- 文部科学省 (2018)【「公民編」高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説】教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキング

ググループ（2016）「補足資料：「公民的な
資質・能力」，「公民としての資質・能力」
（[file:///C:/Users/Owner/Documents/1371238_10%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/Owner/Documents/1371238_10%20(1).pdf) アクセス日 2022/02/18)